

質疑応答書

令和8年4月7日

入札件名 物価高騰対策さのまるペイポイント給付事業に係る通知物の発送準備及び  
配送業務委託

質 問 事 項	回 答
<p>・ 3 給付事業の概要（4）送付見込み数より、見込数は契約締結日に確定とあるが、確定された見込数が54,000世帯より増加した場合、契約金額を上回って実施する認識で良いか。</p> <p>・ 6 業務内容（3）配送業務①対面送達による配送について、非信書に該当するものを「書留等の対面送達による配送を行う」との事から、宅配にて配達をしても良いか。</p> <p>・ 6 業務内容（3）配送業務③再配達等の取扱いについて、「留守等で令和8年6月8日までに送達できなかった配布物は、」とあるが、やむを得ない事情にてこの期日の後倒しは可能か。</p> <p>・ 13 再委託（1）について、「業務の全部又は主要な部分を一括して他の者に包括的に委託し、又は請け負わせてはならない。」とあるが、封入封緘作業の一部工程を協力会社へ再委託する（管理は行う）は許容範囲か。</p>	<p>・ 3 給付事業の概要（4）送付見込数 確定された見込数が54,000世帯を超える場合には、契約金額を上回って実施してください。</p> <p>・ 6 業務内容（3）配送業務①対面送達 宅配による配達を可とします。</p> <p>・ 6 業務内容（3）配送業務③再配達 やむを得ない事情により期日を後倒しする場合は、事前に委託者と協議のうえ、了解を得ることとします。</p> <p>・ 13 再委託（1） 業務の全部又は主要な部分を一括して他の者に包括的に再委託することはできませんが、封入封緘作業の一部工程であれば再委託することは可とします。</p>

（注）

- ・ この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。